

I 衛生行政報告例の概要

1 報告の目的及び沿革

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県・指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とした統計法に基づく一般統計調査である。

衛生行政報告例は、明治19年以降内務報告例（明治19年内務省令第17号）として報告されていたものを、昭和13年の厚生省設置に伴い、「厚生省報告例」（昭和13年訓令第13号）として制定したものであり、昭和24年の全般的な報告事項の整理改善の際に、本報告例の所管が官房総務課から統計調査部に移管された。

昭和29年には厚生省発統第3号厚生事務次官通達により、報告例と保健所運営報告との性格分離等の大改正が行われ現在の報告例の基礎が整備され、さらに平成12年度からは、地方自治法の改正に伴い厚生省報告例が廃止され、新たに衛生行政報告例として実施することとなり、今日に至っている。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市

3 報告の種類

年度報（51表）及び隔年報（12表）とする。

4 報告の事項

精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、難病・小児慢性特定疾病関係、狂犬病予防関係

5 報告の方法及び系統

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに、オンラインにより厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）に提出する。

(2) 報告の系統は次のとおりである。

厚生労働省——都道府県・指定都市・中核市

6 報告の時期

年度報（国への提出期限 翌年度5月末日）

隔年報（国への提出期限 翌年2月末日）

7 集計

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行った。